

一般財団法人東京マラソン財団

定 款

一般財団法人東京マラソン財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人東京マラソン財団と称し、英文名をTokyo Marathon Foundationとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京マラソンを安定的に運営し、国内外から多くのランナーが集う世界最高水準の大会へと発展させるとともに、ランニングスポーツの普及振興を通じて、都民の健康増進と豊かな都民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 東京マラソンの企画運営に関する事業
- (2) 東京マラソンの魅力を向上するための事業
- (3) ランニングスポーツの普及振興に関する事業
- (4) その他この法人の設立目的を達成するための事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、年1期とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第6条 この法人の設立に際して、設立者は次のとおり財産及びその価額を拠出する。

- (1) 設立者 東京都
所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
拠出財産及びその価額 現金 8億円

(2) 設立者 財団法人日本陸上競技連盟

所在地 東京都渋谷区神南一丁目1番1号

拠出財産及びその価額 現金 8千万円

(基本財産)

第7条 この法人の基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠のものであって、前条に掲げる財産及び評議員会で決議した財産をもって構成する。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 基本財産は、事業の中止や不測の事故等の賠償に限り、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得ることにより、処分することができるものとする。

(財産の維持管理及び運用)

第8条 この法人の財産の維持管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第9条 理事長は、この法人の事業計画書及び収支予算書を作成し、毎事業年度開始の日の前日までに理事会の決議を経て、定時評議員会に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらずやむを得ない理由により、予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。ただし、事後において、理事会の承認を得なければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとするとともに、定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) その他法令で定める帳簿及び書類等

(会計原則)

第11条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して行うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員3名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議において行う。

- 2 評議員会は、評議員のうちから評議員会議長1名及び評議員会副議長1名を選任する。
- 3 評議員は、この法人又はこの法人の子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第2節 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。ただし、正副理事長に事故があるときは、理事会が指名した他の理事が招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項に関わらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第 21 条 評議員会の議長は評議員会議長がこれに当たり、評議員会議長に事故があるときは、評議員会副議長がこれに当たる。

2 評議員会議長及び評議員会副議長に事故があるときは、その評議員会に出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第 22 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の裁決するところによる。

2 前項本文において、議長は評議員として議決に加わることができない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (6) その他法令又は定款で定められた事項

4 評議員又は理事及び監事を選任又は解任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 3 項の決議を行わなければならない。評議員又は理事及び監事の候補者の合計数が第 13 条又は第 29 条に定める定数を上回る場合には、3 分の 2 以上の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 24 条 理事長が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事長が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告をすることを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した評議員の中から評議員会において選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 27 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 28 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 3 9 名以内
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内

(選任等)

第 29 条 理事及び監事は、評議員会の決議において選任する。
2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
3 監事は、この法人又はこの子法人の評議員又は理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 30 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。
2 理事長及び副理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号、以下「法人法」という。）上の代表理事とする。
3 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
4 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める。

- 5 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
 - (4) 理事長が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第34条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事長に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第 35 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前 2 項の取扱については、第 46 条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

第 36 条 この法人は、理事又は監事の法人法第 198 条において準用する法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 37 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 38 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) この法人の事業計画、収支予算の決定
- (3) 第 4 条第 1 号に規定する東京マラソンの大会運営に関する事項の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び副理事長の選任及び解任
- (6) その他法令又はこの定款で定める事項

(種類及び開催)

第 39 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の二種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度二回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
- (4) その他法令に定める場合。

(招集)

第 40 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集し、正副理事長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事長が指名した他の理事が招集する。

(議長)

第 41 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。ただし、正副理事長に事故あるときは、その理事会に出席した理事の互選により定める。

(定足数)

第 42 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 43 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、決議について特別の利害関係を有する理事を除くその過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項本文の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることができない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第 45 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 46 条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会で選任及び解任する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 第 3 条の変更については、理事会において3分の2以上の多数を持って発議し、評議員会において、評議員全員の賛成を要する。

(解散)

第 48 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第 50 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 51 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するよう努める。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 52 条 この法人は、取り扱う個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第 10 章 補則

(委任)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。